

< 大洗研究所防災業務計画より抜粋 >

に応じて、大洗研究所内に周知する。

- (1) 特定事象の経過の連絡及び実施した応急処置の報告の説明
- (2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加
- (3) 広報、住民相談窓口への協力
- (4) スクリーニングを主体とした初期被ばく医療への協力

第3節 緊急事態応急対策

1. 緊急事態該当時の対応

- (1) 現地対策本部長は、周辺環境の放射線の状況又は原子炉施設、核燃料物質使用施設等及び廃棄物管理施設の状態が別表-19に定められた基準に至った場合は、様式8-1（事業所外運搬は様式8-2）を用いて直ちに別図-2(2)及び(3)に定められた箇所に同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともにその旨を電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。

なお、発生した特定事象が電離放射線障害防止規則（第7条の2第2項各号）に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。

- (2) 現地対策本部長は、この連絡を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行ったときは、緊急時体制を宣言する。
- (3) 現地対策本部長は、機構対策本部長に緊急時体制を宣言した旨を報告する。

2. 内閣府対策本部等への報告方法

現地対策本部長は、原子力緊急事態宣言後、内閣府対策本部及び原子力災害現地対策本部並びに原子力災害合同対策協議会との連絡を密にするため、別図-2(2)に定める連絡経路により報告及び情報伝達を行う。

3. 応急措置の継続実施

現地対策本部長は、第3章第2節「応急措置」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

現地対策本部長は、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

5. 原子力防災要員等の派遣

現地対策本部長は、ERC、OFC並びに茨城県知事、大洗町長、銚田市長、関係周辺市町村長及びその他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-15(2)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。

派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部、自治体災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画及び得られた情報並びに要請事項について現地対策本部長と密に連絡を取り報告するとともに、原子力災害の状況によりスクリーニングを主とした初期被ばく医療への協力等の必要な業務を行う。

修正前（平成31年3月25日）					修正後					理由	
別表-15(1) 特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与					別表-15(1) 特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与						
派遣先	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務	派遣先	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務		
1. ERC*1	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達	1. ERC*1	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達	原災法関係法令と整合を図るため原子力防災要員の内数を修正	
2. OFC*1 (プラントチーム)	3名 [1名] (2名)	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整	2. OFC*1 (プラントチーム)	3名 [2名] (2名)	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整 ・ 広報		
3. 茨城県*1	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援	3. 茨城県*1	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援		
4. 立地市町	4名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援	4. 立地市町	各4名 [各1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	各1台 各1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援		原子力防災要員等が実施する主な業務の見直し
5. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キット ・エアサンプラー ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去	5. 関係周辺市町村	各1名	・携帯電話 ・設備関係資料	各1台 各1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援		記載の適正化
6. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班*4及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング	6. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キット ・エアサンプラー ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去		本文中にある原子力防災要員等の派遣と整合
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援	7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班*4及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング		
7. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去	・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援		
					8. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去	記載の適正化	

*1 ERC、OFC及び茨城県へのそれぞれの派遣先には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、[原子力災害合同対策協議会](#)への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。
 *2 状況により増員を考慮する。また、[]内に示した人数は、原子力防災要員の数（内数）を示す。
 *3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。
 なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。
 *4 警戒事象の発生時において、関係機関からの要請に応じて派遣する。

*1 ERC、OFC及び茨城県へのそれぞれの派遣先には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、[現地事故対策連絡会議](#)への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。
 *2 状況により増員を考慮する。また、[]内に示した人数は、原子力防災要員の数（内数）を示す。
 *3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。
 なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。
 *4 警戒事象の発生時において、関係機関からの要請に応じて派遣する。

修正前（平成31年3月25日）					修正後					理由	
別表-15(2) 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与					別表-15(2) 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与						
派遣先	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務	派遣先	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務		
1. ERC*1	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達	1. ERC*1	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達	原災法関係法令と整合を図るため原子力防災要員の内数を修正	
2. OFC*1 (プラントチーム、広報班、総括班、原子力災害合同対策協議会)	4名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整	2. OFC*1 (プラントチーム、広報班、総括班、原子力災害合同対策協議会)	4名 [2名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整 ・ 広報		
3. 茨城県*1	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援	3. 茨城県*1	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援		
4. 立地市町	4名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援	4. 立地市町	各 4名 各 1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	各 1台 各 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援		原子力防災要員等が実施する主な業務の見直し
5. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キット ・エアサンプラー ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去	5. 関係周辺市町村	各 1名	・ 携帯電話 ・ 設備関係資料	各 1台 各 1式	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項等の伝達 ・ 技術的事項他の支援		記載の適正化
6. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班*4及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング	6. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キット ・エアサンプラー ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去		本文中にある原子力防災要員等の派遣と整合
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援	7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班*4及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング		
7. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去	・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援		
					8. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去		

*1 ERC、OFC及び茨城県へのそれぞれの派遣先には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。
 *2 状況により増員を考慮する。また、[]内に示した人数は、原子力防災要員の数（内数）を示す。
 *3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。
 なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

*1 ERC、OFC及び茨城県へのそれぞれの派遣先には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。
 *2 状況により増員を考慮する。また、[]内に示した人数は、原子力防災要員の数（内数）を示す。
 *3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。
 なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

修正前（平成31年3月25日）					修正後					理由
別表-15(3) 原子力災害中長期対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与					別表-15(3) 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与					記載の適正化（法令との整合） 原災法関係法令と整合を図るため原子力防災要員の内数を修正 原子力防災要員等が実施する主な業務の見直し 記載の適正化 本文中にある原子力防災要員等の派遣と整合
派遣先	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務	派遣先	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務	
1. ERC*1	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達	1. ERC*1	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達	
2. OFC*1 (プラントチーム、広報班、総括班、原子力災害合同対策協議会)	4名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整	2. OFC*1 (プラントチーム、広報班、総括班、原子力災害合同対策協議会)	4名 [2名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整 ・ 広報	
3. 茨城県*1	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援	3. 茨城県*1	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援	
4. 立地市町	4名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援	4. 立地市町	各4名 各1名	・携帯電話 ・設備関係資料	各1台 各1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援	
5. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キット ・エアサンプラー ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去	5. 関係周辺市町村	各1名	・ 携帯電話 ・ 設備関係資料	各1台 各1式	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項等の伝達 ・ 技術的事項他の支援	
6. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング	6. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キット ・エアサンプラー ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去	
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援	7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング	
7. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去	・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援	
					8. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去	
*1 ERC、OFC及び茨城県へのそれぞれの派遣先には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。 *2 状況により増員を考慮する。また、[]内に示した人数は、原子力防災要員の数（内数）を示す。 *3 現地对策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。 なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。					*1 ERC、OFC及び茨城県へのそれぞれの派遣先には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。 *2 状況により増員を考慮する。また、[]内に示した人数は、原子力防災要員の数（内数）を示す。 *3 現地对策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。 なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。					